

事 務 連 絡
令和元年 6月26日

各介護保険施設・介護サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課長 岩村 恭代

**社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び
避難訓練の実施の促進について**

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について通知がありましたのでお知らせします。

津波対策については、近年震度7を観測する地震が各地で発生していることから、全国で地震に伴う津波対策を推進する必要があります。

津波による浸水が想定されている区域内にある社会福祉施設等であるにもかかわらず、非常災害対策計画が津波を想定したものになっていない場合には、津波注意報・警報等が発表された場合の対応を追記する等、内容の見直しをお願いします。

また、津波災害警戒区域内の避難促進施設には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられています。

各介護保険施設・介護サービス事業所におかれましては、改めて非常災害対策計画をご確認いただき、必要に応じて見直しをお願いいたします。

厚生労働省の通知等につきましては、下記ホームページにも掲載しておりますので、ご確認ください。

○北九州市ホームページ

(http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0577.html)

トップページ > 暮らしの情報 > 福祉・人権 > 介護 > 介護サービス事業者向け
情報について > 介護サービス事業にかかる関係通知

北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課
電話 093-582-2771